

I 『医療大臣プレミア』の発売



発売の趣旨

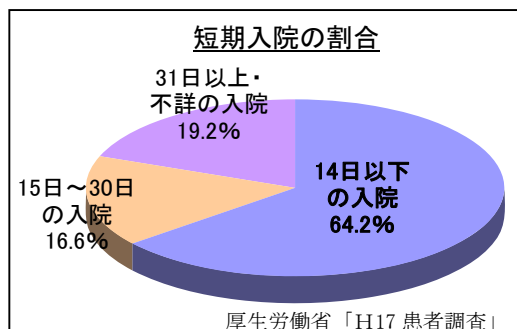
弊社は、従来から第三分野に重点をおいた商品開発を行っており、なかでも医療保障に関しては、昭和 58 年に医療保険を発売して以来、日本初の「高度先進医療特約」や「移植医療特約」など時代を先取りした商品を提供してまいりました。平成 13 年 10 月に発売した現行の医療保険「医療大臣」につきましても、1泊2日の入院から最先端医療までカバーする充実した保障内容でお客様にご好評をいただいております。累計販売件数は 130 万件に達しております。(平成 21 年 2 月末現在)

その一方で、近年の医療技術の進歩により入院日数は短期化する傾向にあり、14 日以内で退院した患者数は全体の約 65%に達しています。また、0泊1日で退院する「日帰り入院」も、平成 8 年から平成 17 年までの間に約 1.5 倍に増加しています。

今回発売する『医療大臣プレミア』では、このような医療事情の変化に的確に対応するため、入院保障の範囲を「日帰り入院」にまで拡大するとともに、短期入院に対する給付水準を従来の商品よりもさらに引き上げております。

また、開発に際しては、商品の複雑さ・わかりにくさが先般の保険金等の支払に関する問題の一因となったことを踏まえ、「給付対象となる手術がわかりにくい」等のお客様からのご意見も参考にさせていただきながら、保障内容をよりわかりやすいものとするべく十分な配慮を行いました。

これにより、『医療大臣プレミア』は、以下に記載した特長のとおり、「付加価値の高い保障内容」と「お客様にとってのわかりやすさ」の両方を兼ね備えた商品となっております。



日帰り入院患者数の推移
(年換算延べ人数 単位：万人)

	H 8	H 11	H 14	H 17
患者数	28.44	32.64	36.48	42.48

厚生労働省「患者調査」

- 1 日以上入院から入院給付金をお支払いすることにより、近年増加している日帰り入院に対応するとともに、「入院すれば給付金が支払われる」というわかりやすさを実現しました。
- 入院見舞給付金として、日帰り入院の場合は入院給付金日額の 4 日分、2 日以上入院の場合は 8 日分を入院給付金に上乗せしてお支払いしますので、短期間の入院に対しても手厚い保障を確保することができます。

【入院日数別のお支払額】

(入院給付金日額 10,000円の場合)

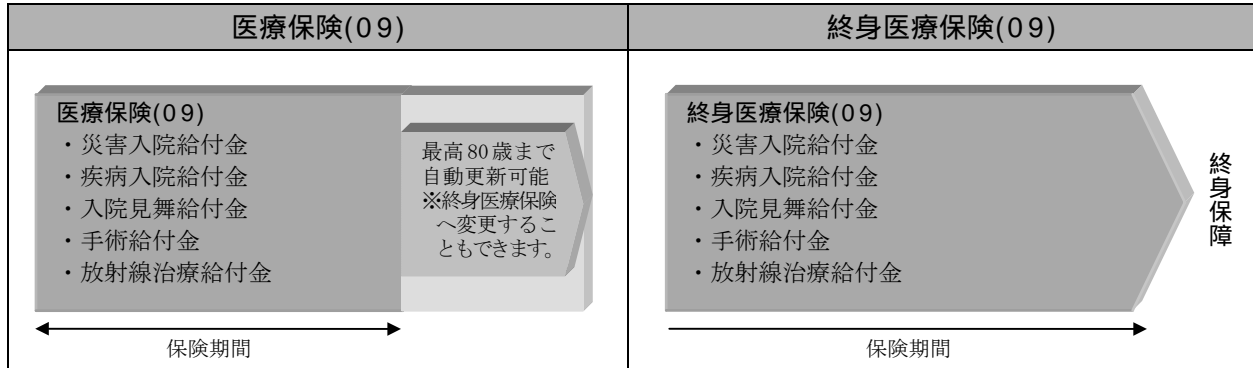
	1日	2日	3日	4日	5日	10日	30日
お支払額	5万円	10万円	11万円	12万円	13万円	18万円	38万円
入院給付金	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	10万円	30万円
入院見舞給付金	4万円	8万円					

- 公的医療保険の対象となる手術を給付対象とするとともに、入院中に受けた手術は入院給付金日額の 20 倍、外来での手術は 5 倍と給付金額をわかりやすいしくみとしました。これにより、これまでお支払いできなかった鼓膜切開術等の手術もお支払対象となるなど、対象手術が 1,000 種類以上に拡大するほか、病院で交付される領収証等によって、給付金のお支払対象となる手術か否かをお客様ご自身で簡単に確認できるようになりました。

『医療大臣プレミア』の保障内容

1. しくみ

『医療大臣プレミア』〔5年ごと配当付医療保険(09)・5年ごと配当付終身医療保険(09)〕のしくみは次のとおりです。



2. 保障内容

『医療大臣プレミア』の保障内容は次のとおりです。

1) お支払いする給付金

給付の名称	お支払事由	お支払額	お支払限度
災害入院給付金	ケガで1日以上入院したとき。	入院給付金日額×入院日数	【1入院限度】 120日
疾病入院給付金	病気で1日以上入院したとき。		【通算限度】 1,095日
入院見舞給付金	入院給付金が支払われる入院をしたとき。 ^[注1]	【入院日数が1日のとき】 入院給付金日額×4 【入院日数が2日以上するとき】 入院給付金日額×8	—
手術給付金	公的医療保険の手術料の算定対象となる手術または先進医療に該当する手術を受けたとき。 ^[注2]	【入院中のとき】 入院給付金日額×20 【外来のとき】 入院給付金日額×5	—
放射線治療給付金	公的医療保険の放射線治療料の算定対象となる治療または先進医療に該当する放射線照射もしくは温熱療法を受けたとき。	入院給付金日額×10	60日の間に 1回限り

[注1] 入院見舞給付金は、お支払事由に該当した日の被保険者の年齢が満3歳未満の場合にはお支払いしません。

[注2] 公的医療保険等の対象となる手術であっても、創傷処理や皮膚切開術など、一部お支払いの対象外となる手術があります。

『医療大臣プレミア』では、死亡保険金や無事故給付金をなくすことなどにより、保険料をできるだけ抑えるとともに、商品のしくみをシンプルで分かりやすいものとししました。

2) 保険料の払込免除

保険料払込期間中に次のいずれかの状態に該当された場合、以後の保険料のお払込みは不要となります。

保険料の払込免除事由	
要介護状態	次のいずれかの事由に該当したことが医師により診断確定されたとき。 ア. 認知症による所定の要介護状態に該当し、その要介護状態が該当した日から起算して90日あること。 イ. 寝たきりによる所定の要介護状態に該当し、その要介護状態が該当した日から起算して180日あること。
高度障害状態	高度障害状態に該当されたとき。
身体障害の状態	不慮の事故により180日以内に所定の身体障害の状態に該当されたとき。

3. 付加できる特約とその給付内容

特約名	お支払いする給付金
成人病給付特約(09)	成人病入院給付金・成人病手術給付金・成人病放射線治療給付金
女性医療特約(09)	特定疾病入院給付金・特定疾病手術給付金・特定疾病放射線治療給付金・自宅療養給付金
がん特約(09)	がん入院給付金・がん手術給付金・がん放射線治療給付金
3大疾病治療給付金付がん特約(09)	がん入院給付金・がん手術給付金・がん治療給付金・急性心筋梗塞治療給付金・脳卒中治療給付金
先進医療特約(06)	先進医療給付金
移植医療特約(02)	移植医療給付金
特定損傷特約(01)	特定損傷給付金

成人病給付特約(09)、女性医療特約(09)、がん特約(09)および3大疾病治療給付金付がん特約(09)につきましては、主契約と同様に、日帰り入院や公的医療保険の対象となる手術を保障いたします。
※入院見舞給付金はありません。

約款の平明化について

『医療大臣プレミア』では、お客さまに保険契約の内容をより明確にご理解いただくため、主契約の普通保険約款について、以下のような表記の見直し等を行なうことにより、平明で読みやすい内容といたしました。今後は他の保険種類につきましても、『医療大臣プレミア』と同様に、約款の平明化を進めてまいります。

- ・約款本文の右側に「備考欄」を設け、本文中の長いカッコ書等を移行することにより本文の規定を簡素化
- ・表を活用して文章の羅列を回避し、より読みやすい書式に変更
- ・約款別表中の医学用語等の難読漢字にふりがなを追記

具 体 例	(保険料の払込方法<経路>)		第17条 備考									
	<p>第17条 契約者は、次のいずれかの保険料の払込方法<経路>を選択することができます。</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 口座振替扱</td> <td>会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法</td> </tr> <tr> <td>(2) 団体扱・集団扱^{【備考1】}</td> <td>所属団体または集団を通じ払い込む方法</td> </tr> <tr> <td>(3) 集金扱^{【備考2】}</td> <td>会社の派遣した集金人に払い込む方法</td> </tr> <tr> <td>(4) 送金扱^{【備考3】}</td> <td>金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法</td> </tr> <tr> <td>(5) 店頭持参扱</td> <td>会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法</td> </tr> </table> <p>2 前項第3号の払込方法<経路>による場合で、払込期月内に保険料の払込がないときは、猶予期間（第15条）内に会社の本社または会社の指定した場所に保険料を払い込んでください。ただし、あらかじめ契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金人を派遣します。</p> <p>3 第1項第3号の払込方法<経路>による場合で、保険料の払込方法<回数>（第15条）が月払の保険契約について猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があったのち、払込期月の保険料を集金します。</p>		(1) 口座振替扱	会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法	(2) 団体扱・集団扱 ^{【備考1】}	所属団体または集団を通じ払い込む方法	(3) 集金扱 ^{【備考2】}	会社の派遣した集金人に払い込む方法	(4) 送金扱 ^{【備考3】}	金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法	(5) 店頭持参扱	会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
(1) 口座振替扱	会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法											
(2) 団体扱・集団扱 ^{【備考1】}	所属団体または集団を通じ払い込む方法											
(3) 集金扱 ^{【備考2】}	会社の派遣した集金人に払い込む方法											
(4) 送金扱 ^{【備考3】}	金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法											
(5) 店頭持参扱	会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法											

主な取扱条件

1. 保険期間

医療保険(09)の保険期間は5年～30年満期（5年刻み）、22歳・70歳・80歳満期

2. 保険料払込期間

医療保険(09) : 全期払、短期払または一時払（短期払は22歳満期契約のみ）

終身医療保険(09) : 短期払、終身払

3. 加入年齢範囲

医療保険(09) : 0歳～65歳

終身医療保険(09) : 15歳～75歳

4. 入院給付金日額（主契約）の範囲

3,000円～20,000円

保険料例

		医療保険(09)	終身医療保険(09)
主契約	入院給付金日額	10,000円	5,000円
3大疾病治療給付金付がん特約(09)	入院給付金日額	10,000円	5,000円
先進医療特約(06)	特約基本保険金額	500万円	500万円
移植医療特約(02)	特約基本保険金額	1,000万円	1,000万円
特定損傷特約(01)	特定損傷給付金額	50,000円	50,000円

上記ご契約例における、医療保険(09)および終身医療保険(09)の保険料は次のとおりです。

〔口座振替月払〕

契約年齢	医療保険(09) (15年満期)		終身医療保険(09) (保険料払込期間 70歳)	
	男性	女性	男性	女性
20歳	3,865円	5,065円	4,960円	5,335円
30歳	4,995円	5,965円	7,080円	7,330円
40歳	8,235円	7,665円	10,850円	10,600円

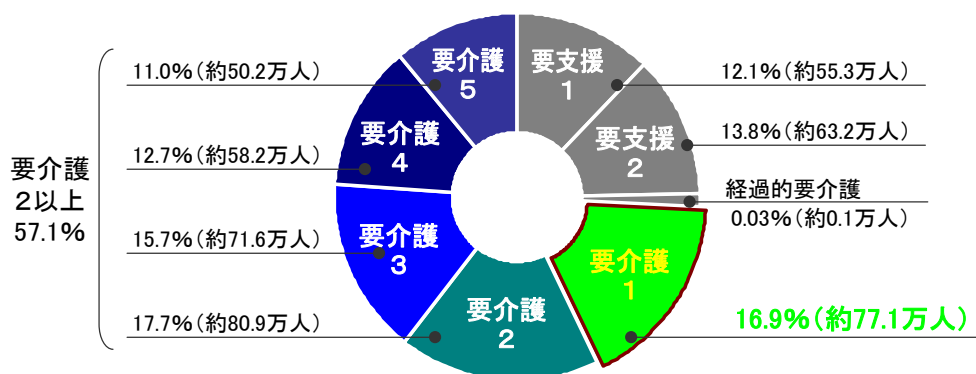
Ⅱ 要介護1に対する給付『ケア ワン プラス』の発売



発売の趣旨

弊社では、進展する少子高齢化等を背景に、平成12年4月の公的介護保険制度の創設と同時に主力商品を介護保険にシフトし、以来、介護に対する保障の充実に努めてまいりました。現在の主力商品「ケア・イズム アドバンス」は、公的介護保険の「要介護2以上」を保障対象とする商品であり、この条件に該当する要介護認定者の数は、全認定者数の60%近くにのぼります。

しかしながらその一方で、これまで保障の対象としてこなかった「要介護1」の認定者数も全体の約17%と相当の水準に達しております。



平成20年5月分厚生労働省「介護保険事業状況報告(暫定)」

また、「要介護1」は、要支援を除く全要介護度の中で最も軽度の状態とはいえ、実際に該当した場合には、介護サービスを受ける際の自己負担をはじめとして相応の経済的負担が必要となります。

そこで、「ケア・イズム アドバンス」に付加する「新介護保障定期保険特約」等の特約について、従来の保障（公的介護保険の要介護2以上）に加え、公的介護保険の要介護1と認定されたときには保険金額の10%に相当する一時金（軽度介護給付金）を支払うよう給付内容を改定し、軽度の要介護状態にかかる経済的負担の軽減を図ることといたしました。

この『ケア ワン プラス（軽度介護給付金）』の導入により、「ケア・イズム アドバンス」の介護保障は、公的介護保険に連動したわかりやすさはそのままに、要介護1から要介護5までのすべてを対象とすることとなります。軽度の要介護状態からきめ細かくカバーする万全の介護保障により、お客さまにさらなる安心をお届けいたします。

保障内容

1. 対象となる特約

『ケア ワン プラス（軽度介護給付金）』の保障を追加する特約は次のとおりです。

- ・新介護保障定期保険特約
- ・介護収入保障特約
- ・新介護保障定期保険特約＜妻型＞

新介護保障定期保険特約と同保障内容の主契約である「介護保障定期保険」（販売名称：安心ケア）につきましても、『ケア ワン プラス（軽度介護給付金）』の保障を追加いたします。

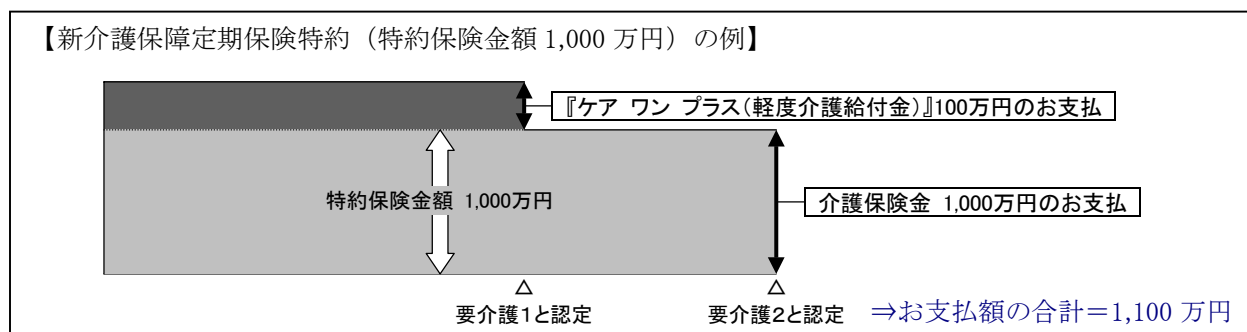
2. 『ケア ワン プラス（軽度介護給付金）』のお支払事由・お支払額

特約名	お支払事由	お支払額
新介護保障定期保険特約 新介護保障定期保険特約<妻型>	特約の被保険者が、公的介護保険の要介護1と認定されたとき。	特約保険金額の10% ^[注]
介護収入保障特約		特約年金の一括受取額の10% ^[注] (=特約年金額×0.9383)

[注] お支払いは保険期間を通じて1回限りとします。

3. しくみ

『ケア ワン プラス（軽度介護給付金）』のお支払いのしくみは次のとおりです。



要介護1の認定を経ずに介護保険金・介護年金のお支払事由^[注]に該当したときは、『ケア ワン プラス（軽度介護給付金）』のお支払額を介護保険金・第1回の介護年金に上乗せしてお支払いします。

[注] 公的介護保険の要介護2以上と認定されたとき、または当社所定の要介護状態に該当しその状態が一定期間継続したときは、新介護保障定期保険特約から介護保険金を、介護収入保障特約から介護年金をお支払いします。

既契約への対応

お客さまに対するサービスの一層の充実を目的として、平成21年4月1日以降は、すでに締結された新介護保障定期保険特約等についても、『ケア ワン プラス（軽度介護給付金）』の保障を自動的に適用いたします。なお、今回の保障範囲の拡大に伴う保険料の変更はなく、またお客さまからお手続きをいただく必要もありません。

1. 対象となる既契約

平成21年4月1日より前に締結された次の特約が対象となります。

- ・新介護保障定期保険特約
- ・介護収入保障特約
- ・新介護保障定期保険特約<妻型>

平成21年4月1日より前に締結された「介護保障定期保険」（販売名称：安心ケア）につきましても同様に、『ケア ワン プラス（軽度介護給付金）』の保障を自動的に適用いたします。

2. 既契約における『ケア ワン プラス（軽度介護給付金）』のお支払い

既契約における『ケア ワン プラス（軽度介護給付金）』のお支払いは、被保険者が平成 21 年 4 月 1 日以後に要介護 1 と認定された場合に限りです。

※平成 21 年 4 月 1 日より前に要介護 1 と認定された場合でも、平成 21 年 4 月 1 日時点でその要介護認定が有効に継続している場合は、同日に要介護 1 の認定を受けたものとみなして軽度介護給付金をお支払いします。

3. お客さまへのお知らせ

対象となるすべての既契約のお客さまに対し、順次ダイレクトメールを送付して改定内容を通知いたします。

以上